




会 長	常務理事 兼事務局長	センター所長	事務局次長	検査員	事務職員	担 当
						

畜 第 732 号
令和3年12月12日

- 一般社団法人岩手県畜産協会会長理事
- 一般社団法人岩手県獣医師会会長
- 岩手県農業共済組合組合長理事
- 岩手県動物薬品器材協会会長
- 一般社団法人岩手県配合飼料価格安定基金協会理事長
- 公益社団法人岩手県農畜産物価格安定基金協会会長理事



様

岩手県知事 達増 拓也



家畜伝染病のまん延防止のための「家畜等の移動等の禁止」及び「ふ卵の禁止」について

高病原性鳥インフルエンザの発生を防止するため、家畜伝染病のまん延防止に関する規則(昭和38年10月4日規則第45号)第2条の規定に基づく「家畜等の移動等の禁止」及び同第9条の規定に基づく「ふ卵の禁止」について、別紙のとおり告示しましたので、お知らせします。

【農林水産部畜産課 佐藤裕夫 (電話 019-629-5729)】



岩手県告示第823号の2

家畜伝染病のまん延防止に関する規則（昭和38年岩手県規則第45号）第2条の規定により、家畜及びその死体、県内の区域及び高病原性鳥インフルエンザの病原体をひろげるおそれがある物品を次のとおり指定する。

令和3年12月12日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 家畜

鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥

2 県内の区域

別図（岩手県内に限る。）のとおり。

3 高病原性鳥インフルエンザの病原体をひろげるおそれがある物品

- (1) 肉、原皮、卵、精液、血液、血粉、骨、毛、羽、^{びん}腱、臓器及びふん尿
- (2) 飼料、飼料袋及び飼料槽等の飼養管理器具並びに敷料
- (3) (1)に掲げる物品の運送に使用する容器及び包装資材

備考 「別図」は、省略し、その図面を岩手県農林水産部畜産課に備えておいて縦覧に供する。

岩手県告示第823号の3

家畜伝染病のまん延防止に関する規則（昭和38年岩手県規則第45号）第9条の規定により、ふ化させることを禁止する卵の生産区域を次のとおり指定する。

令和3年12月12日

岩手県知事 達 増 拓 也

ふ化させることを禁止する卵の生産区域 別図のとおり。

備考 「別図」は、省略し、その図面を岩手県農林水産部畜産課に備えておいて縦覧に供する。